

## 総務教育常任委員会・陳情

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	審査結果
2年-18 ( 2. 5.28)	総 務	<p><b>検察官の定年延長に係る閣議決定の撤回を求める意見書の提出について</b></p> <p><b>▶陳情理由</b></p> <p>1 東京高等検察庁検事長の黒川弘務氏は、2020年2月8日、定年の63歳で退官の予定だったが、直前の1月31日、その定年を8月7日まで延長する閣議決定が行われた。その後、いわゆる賭けマージャンについての報道を受け、当人は法務大臣や内閣総理大臣に辞意を表明するに至ったが、そもそもこの閣議決定は、重要な問題をはらんでいる。</p> <p>検察庁法によれば、検察官の定年は検事総長が65歳、他の検察官は63歳とされており（同法第22条）、定年延長を可能とする規定はない。したがって、本来、検察官の定年延長には検察庁法を改正するほかない。しかし内閣は、同法改正の手続を経ずに、閣議決定のみで、黒川氏の定年延長を決定した。</p> <p>この閣議決定による黒川氏の定年延長は、検察庁法に基づかないものであり、上位法は下位法に優越するという、法律の原則に従えば無効であることは明らかである。なお、本件については、法の専門家集団たる日弁連や、全国都道府県弁護士会の会長が反対声明を出しており、このことからも、この閣議決定の問題点は明白である。</p> <p>2 一般の国家公務員については、一定の要件の下に定年延長が認められている（国家公務員法第81条の3）。今回、法務省や内閣人事局は、検察官についてもこの定年延長規定が適用される旨の解釈変更を、「口頭決裁」なるもので行った（そもそも、公文書は、公文書管理法によって、その意思決定のプロセスを文書にして、合理的に跡付け、</p>	足 羽 佑 太 (倉吉市)	不採択 ( 2. 6.30)

**本会議(R2. 6. 30)委員長報告  
会議録暫定版**

令和2年1月31日の閣議決定で、当時の東京高等検察庁検事長の勤務延長について、同検事長を管内で遂行している重大かつ複雑困難事件の捜査・公判に引き続き対応させるため、国家公務員法の規定に基づき、6か月勤務延長されたことは承知しているところであるが、この閣議決定された内容等が適切であったか否かについては、国の責任において、必要に応じて、議論し判断されるものと考えられ、現時点において、本県議会において決議等を行う類のものではないことから、不採択と決定いたしました。

**総務教育常任委員会・陳情**

	<p>振り返ることができるようしなければならないので、口頭決裁なる概念自体があり得ない。)。その上で弁護士でもある法務大臣が閣議請議し、これを根拠に黒川氏の定年延長を閣議決定したものであるが、検察庁法は、国家公務員法を一般法とすれば、特別法の関係にある。</p> <p>法律の金科玉条として「特別法は一般法に優先する」ので、検察庁法に規定がないものについては国家公務員法が適用されるが、検察庁法に規定があるものについては同法が優先適用される。定年に関しては検察庁法に規定があるので、国家公務員法の定年は検察官には適用されることは明白である。1981年4月28日、衆議院内閣委員会において、人事院事務総局の斧任用局長は、「検察官には国家公務員法の定年延長規定は適用されない」旨明言しており、これが公定の解釈として定着してきた。逐条国家公務員法（全訂版）という、国家公務員法制度の制度設計に携わった人が書いた本にもそのように記載がある。</p> <p>3 検察官は、起訴独占主義によって起訴する権利（公訴権）を独占し、起訴するか否かも、起訴便宜主義が貫かれる。検察官は、準司法作用を有し捜査権も有する。</p> <p>この捜査権は広く政財界にも及ぶが、定年延長するか否かを内閣が決める余地を残すと、定年延長されるか否かという検察官自身にとっての利害のために、公正な捜査権の行使にとって問題が生じることになりかねない。</p> <p>検察官は、ときに、国民を取り調べ、国民の権利を制約する、強大な権限を持っている。検察官の職務の特殊性や重大性から、国家公務員法とは別に、検察庁法という特別法を制定している。裁判官が心身の故障と定年によらなければ退官しないのと同様に、検察官は検察官適格審査会によらなければ、その意に反して罷免されない（検察庁法第23条）などの強い身分保障規定があり、検察官と一般的の国家公務員を同視することはできない。</p>	
--	--	--

**総務教育常任委員会・陳情**

## 総務教育常任委員会・陳情

	<p>なお、現行でも、検察官の暴走を防ぐための一定の抑止力として、法務大臣による指揮権の制度があり、社会正義の実現のために検察と行政権（法務大臣）とが、緊張関係のもとで、存在しているのである。</p> <p>2020年2月13日の衆議院本会議で、安倍総理大臣は「検察官にも国家公務員法の適用があると従来の解釈を変更することにした」と述べた。行政権の長が、国会の権能である法律改正を経ずに、勝手に法令変更を行ったに等しく、三権分立の破壊もはなはだしい。</p> <p>4 そうした中、4月16日、国家公務員の定年を60歳から65歳に段階的に引き上げる国家公務員法改正案と、検察官の定年も63歳から65歳に引き上げる検察庁法改正案が、いわば抱き合わせの形で、衆議院本会議で審議入りした。次長検事や検事長は、63歳の職務定年に達しても、内閣が必要と認めれば1年以内の範囲で定年延長ができる点において、違法な閣議決定を糊塗し、追認するがごとき暴挙である。</p> <p>そして、閣議決定をしてまで定年延長した当人が何をしたかといえば、刑法上も禁じられる賭博（賭けマージャン）を、それをとりしまるべき検察の東京高検管内のトップが、次期検事総長と目されていた人物が、行って辞職したのである。このような人物を、余人をもって代えがたいとしていた内閣の責任が問われる。</p> <p>以上のとおり、本閣議決定は、そもそも検察庁法立法時の制度趣旨に反し、これを国会の議決も経ずに内閣の一存で変更した点問題があるので、鳥取県議会から、地方自治法第99条によって、この撤回を求めていただきたい。</p>		
--	---	--	--

## 総務教育常任委員会・陳情